

白氣と天武紀の徴応記述について

吉 井 巖

上代の文献には左に示すように、二つの「白氣」の用例がみられる。

此小川 白氣結（このせがは、きりぞぎやく、なまきやく、はしりのうに） 瀧至 八信井上尔 事（こと）不（な）爲（な）友（とも）

——萬葉集7・一一一三——

是日、白氣起（このひ、しろきおこり）於（お）東山（あづまのやま）其大（そのおほき）四圍。

——天武紀十一年八月十一日条——

また少し遅れて、日本紀略には、

白氣貫（しろきくわん）日（ひ）

という日本後紀延暦十一年一月二十九日条の逸文をのせる。

本論では主に万葉集と天武紀の「白氣」を対象として考察をおこなう。

万葉集の「白氣」は古くコホリとよまれていたらしい形跡が西本願寺系統の漢字の左の訓にとどめられているが、仙覚以来の諸本および諸注の訓は、折口氏の口訳を除き、すべてキリに一致している。これに対して天武紀の「白氣」は、早く谷川士清の通証が万葉

集のキリの訓を知りながら、この訓に同調せず、以来殆んどの注はこれをシロキシルシ（朝日古典全書はシロキケ）とよんできた。そこには、通釈が「これはたゞの霧にはあらじ」と述べたような判断が働いていたように思われる。従って万葉集の「白氣」と天武紀の「白氣」との訓の相違は、両者の「白氣」の内容の相違を意味しているように推定されるのであるが、果してそう考えて誤りはないのであろうか、検討を要すると思われるのである。

「白氣」が中国の文献に基づいた用語であることは、谷川士清の通証が漢書の天文志や谷永伝の記述をあげて説き、小島憲之氏（萬葉集歌表現の一面）萬葉二号、『上代日本文学と中國文学中』八〇一～二頁も用例を加えて論じられている。しかし中国で用いられた「白氣」の意味や、それとかわる我が上代の文献の「白氣」二例の具体的用法については、必ずしも十分にあきらかにされたとはいえられない。

そこで私は、まず最初に天武紀の「白氣」に注目し、ついで天武紀十一年の「白氣」の表現が、天武紀全体の歴史的叙述の流れのなかで、どのような位置づけを持ち得るか、という検討から「白氣」

の表現のおおまかな性格を推定し、これと中国での「白氣」の表現とのかわりを考えてみたいと思う。万葉集の「白氣」の検討は以上を踏まえた上で改めて取り組むこととしたい。

二

天武紀の「白氣」の表現には、ただ一つだけその内容に迫り得る手掛りが与えられている。それは、その大きさについて「四圍」の叙述があるからである。「圍」は大系でイダキと訓み、その頭注で「周三尺爲圍」という養老厩牧令の文を引いている。厩牧令では草、木葉について用いている。しかし、わが国の上代では、ものの周圍の長さの単位として圍を用いる場合と、束ねたものの数について何圍という場合があったようで、日本書紀の例は今の「白氣」の場合を含めて前者と考えてよい。

遠江國司表上言、有_二大樹_一……其大十圍。(仁徳紀六二年)

沈水漂_三着於淡路嶋。其大一圍。(推古紀三年)

科野國言。蠅群向西飛_三踰巨坂。大十圍許。(齊明紀六年)

紀伊國伊刀郡貢_三芝草。其狀似_二齒_一。莖長一尺、其蓋一圍。

(天武紀九年)

次にあげる例は束ねた数を何圍と言ったのであろう。「圍別四文」という表現が見えるからである。

葉卅圍 直錢九十文別三文

——大日本古文書二、写経司解天平十一年正月二十八日——

葉四圍 直錢十六文圍別四文

——大日本古文書二、写経司解天平十一年八月十一日——
この場合の一圍の値段が三文と四文と二種類になっているのは、同

じ年のことで値段の変動とも思えず、一圍の大きさが相違していたとしか考えられないのである。

此処で厩牧令の記事を検討してみると、次のような記述がある。

凡馬戸。分番上下。其調草。正丁二百圍。次丁一百圍。中男五十圍。

この記述にみえる「二百圍」というのは、周りの大きさとすれば六〇〇尺となる。そんなのは凡そあり得ない。これは二百束の意であり、先述の「周三尺爲圍」とあった厩牧令の注書は、おそらく一束の大きさを規定したものと解すべきであろう。

以上によって、天武紀十一年の「白氣」に関する記述について、厩牧令の注を引用するのは誤りと考えられるが、この「白氣」の記述のなかの大きさを述べた「四圍」の語は、他の書紀の例と同様に、「白氣」の周圍の長さを述べたものと考えてよいことが理解された。これによって我々は、天武紀の「白氣」が、周りの長さを示すことによってその大きさを具体的に表現しうるある物体であることだけを理解しえたのである。

三

次に、天武朝の歴史的展開を大観しうる方法として、天武朝の記述のなかにあらわれた動植物や気象その他の微應記事に注意してみたい。これらの記事は歴史的展開を語る叙述の根幹ではない。しかし、その半数以上の記述は何の解説もなく、私から見れば孤独に存在していて、かえってそこに重要な暗示を秘めているように思われるからである。紀の筆者がその全体の叙述のなかに、これらの微應記事を含ませた以上、それらは決して無意味ではなく、全体の理

解に必要なものが存在しているに相違ないのである。これらを簡単に表示してみよう。

年月日	動植物	気象	その他	備考
1・6・24	○白雉貢上 備後国亀石郡	黒雲広さ十余丈天にわたる (天下二分の祥)		
2・3・17			○銀貢上 对馬国	大赦
3・3・7				
4・1・17	○瑞鷄 ○白鷹 ○白鷄 貢上 大倭国 東国 近江国			
4・8・22		大風		
4・10・20			○相模国の女、三男を産む	
4・11・3			人、宮の東の岳に登り妖言して自刎する	
4・11・□		地震		
5・4・4	○瑞鷄貢上 倭国添下郡			
5・4・4	雌鳥雄になると言上 倭国 飽波郡			
5・夏		早、五穀実らず		
5・7・□		星、東に出、長さ七八尺九月に至りて天にわたる		
5・8・□				大赦、諸種の罪を減降、放生
6・5・□		早		

①

9・2・18															
9・1・20	○桃李みのる 村 攝津国活田	○瑞稻貢上 因幡国	○芝草貢上 紀伊国伊都郡				○嘉禾貢上 縵造忍勝	8・6~7	8・6・1	7・12・□	7・12・27 臘子鳥天をおほひ西南より 東北にとぶ	7・10・1	7・9・□	7・4・13	6・11・□
鼓のような音東方に聞こえ				地震	地震			早	桃実ほどの氷ふる	筑紫国激震		○難波に甘露降る	新宮の西廳の柱に落雷		地震
			8月の嘉禾により親王以下に 賜物、死罪以下を許す。										徒罪以下を許す	大赦	

9・11・30	9・11・26	9・11・16	9・11・12	9・11・10	9・11・3	9・11・1	9・9・23	9・8・14	9・8・5~7	9・8・5	9・7・1	9・7・1	9・6・14	9・6・8	9・3・10	9・2・26
臘子鳥天をおほい 西北にわたる										○嘉禾貢上 法官の人	○南門に朱雀あり	飛鳥寺の西の槐の枝自ら折れて落ちる			○白巫鳥貢上 攝津国	○麟角を得る 葛城山
		月蝕		西方に雷鳴る	し 戌より子に至るまで東方明	日蝕	地震	大風	雨降り大水となる				雷電甚し	灰降る		
	天皇不 _レ 予。百人を出家させる		皇后不 _レ 予。罪人を赦し百人を出家させる													

11 ・ 7 ・ 17	11 ・ 3 ・ 7	11 ・ 1 ・ 19	10 ・ 11 ・ 2	10 ・ 10 ・ 18	10 ・ 10 ・ 1	10 ・ 9 ・ 17	10 ・ 9 ・ 16	10 ・ 9 ・ 5	10 ・ 8 ・ 16	10 ・ 7 ・ 30	10 ・ 7 ・ 1	10 ・ 6 ・ 24	10 ・ 6 ・ 17	10 ・ 5 ・ 11	10 ・ 3 ・ 21	10 ・ 2 ・ 25	10 ・ 1 ・ 19
								○赤亀貢上 周防国	○白茅鷗貢上 伊勢国		○朱雀出現						
地震	地震	地震	地震	地震	日蝕	彗惑月に入る	彗星出現					地震	雨乞い(旱)		地震		
										大被。国造たち各被柱奴婢一 口を出して被う				宮人に媚びることを戒む		草壁皇子を皇太子とする	天社地社の宮を修理

13 ・ 3 ・ 3 ・ 8	12 ・ 9 ・ 2	12 ・ 7 ・ 8	12 ・ 2 ・ 1	12 ・ 1 ・ 2	11 ・ 9 ・ 10	11 ・ 8 ・ 13	11 ・ 8 ・ 17	11 ・ 8 ・ 17	11 ・ 8 ・ 12	11 ・ 8 ・ 11	11 ・ 8 ・ 11	11 ・ 8 ・ 5	11 ・ 8 ・ 3	11 ・ 7 ・ 27
○白海石櫛貢上				○三足雀を貢上 筑紫大宰	數百の鶴、大宮の上を高く 飛び、四翅にて散る	○三足雀の存在を報告 筑紫大宰								
	大風	早					平旦、虹あり、天の中央に して日に向う。	地震	地震	白氣東の山に起る	形、灌頂幡の如く火の色あ るもの空に浮び北に流れる	造法令殿内に大きな虹あり	昏時、大星、東より西にわ たる	信濃国吉備国言上、霜ふり 大風吹き五穀みのらず
			大津皇子朝政をきく	詔あり小建以上に賜物。死罪 以下を許し、百姓の課役を免 ず										

13 11 □	13 11 □	13 11 23	13 11 21	13 11 3	13 10 14	13 7 23	13 6 4	13 4 5	14 12 10	14 3 □	14 12 13	1朱鳥 1 1 2
○四足鶏有り—倭国葛城下郡 ○十二角の犢有り—丹波国												
星あり中央に幸う、昴星と並び行き、月末に消失	星東方に落つ、瓮の如し。戌の時に天文悉に乱れ、星の落ちること雨のごとし	昏時、七星共に東北の隈に流れ落つ	土佐国津波	大地震、伊豆大島附近に新島出現	彗星、西北に出現、長さ丈余	雨乞い			地震	信濃国に灰ふり、草木枯れる		
												○白馬瑠貢上 攝津國人・百濟新興
											死罪を除く罪を許す	
												徒罪以下を許す

吉野の人、宇閉直司

1・1・14			難波宮を悉くに焼亡
1・1・19	地震		
1・5・□			大赦、囚獄空し
1・7・10	雷南方に光り、一たび大きく鳴る		天災於民部省藏庸舍屋一

○印は瑞祥記事。洋数字のなかの□は期日不明部分。

右の表を検討して知ることができるのは、天武朝の初期(①)：欄外上段に示した。以下同じ)と終末期(④)にそれぞれ凶徴の集中する時期があり、その中間にも二年半に及ぶ同様な時期(②③)が存在することである。その様相をもう少し詳しく考えてみよう。

壬申の乱後の天武二年、三年は瑞祥の記事だけで注意すべきものを見ないが、四年二月十九日には、群臣・百寮・天下の人民に対して「莫作^{まさ}諸惡^{しよご}」。犯すことあらば罪せむ。」の詔が発せられている。この詔にみえる「諸惡莫作」は涅槃經、法句經などに見える著名な仏教用語であるが、ここでは世俗的刑罰にかかわる意味で用いられていると考えるべきであろう(「諸惡莫作」小考、日本歴史昭和五八年四月、菊池克美)。以後四年から六年にかけて、罰を受けた人々の名を見ることができる。四年四月八日の当摩公麻呂と久努臣麻呂に対する朝參禁止、同月十四日の久努臣麻呂に対する官位剝奪、同月十八日の麻績王らの流罪、五年九月十二日の屋垣王の流罪、六年四月十一日の杵田史名倉の流罪などがそれである。このような個人名を挙げての刑罰の記述は、これ以後、十三年閏四月の飛鳥寺の僧、福楊の下獄以外、天武紀の記述にはみえないのである。

このことは四年から六年にかけての時期が、乱後の支配体制の再編成について重要な時期であったことを語っている。①の時期はこの再編成の時期の後半と重なるのであるが、この①の時期にみられる徴応の記事には、再編成にからまってあらわれたさまざまな動揺の秘められていることが予測される。

まず五年四月四日には、倭国飽波郡が「雌鳥雄になる」と言上している。これについては漢書五行志が宣帝の黄龍元年、元帝の初元年間の両度に雌鶏の雄となる異変を報じ、これは妃后の象であり、「婦人顛^{ひたして}政國不^な静^ま。牝鶏雄^{めんどこ}。鳴^な主不^な榮^え」。の徴と述べている。日本書紀の記述には漢書の表現が多くの跡をとどめている(「日本書紀と中國史書」『上代日本文学と中國文学上』小島憲之)という指摘から見れば、鳥に関する両者の記述も無関係とは言えない。後にも述べるように漢書天文志、五行志の表現と類似する天武紀の徴応記事は多いのである。

次に天武紀五年七月条には、彗星が出現し九月までつづいたことを述べるが、このことも漢書天文志に、哀帝建平二年二月の彗星の出現と、その出現が七十余日に及んだことを述べる。「彗^は所^は以^て除^く。旧^く

布^く新^せ。」と説いて彗星の出現を「改更之家也」と解釈し、「其^{その}出^で久^く者^{もの}爲^{なり}其^{その}事^{こと}大^{だい}也^{なり}。」と記述していることが注意される。

天武紀の二つの徴応記事を、以上のように漢書の解釈に従って読むならば、五年の夏には早によって五穀実らずという非常事態もあって、その原因を皇后・持統の政治闘争に原因ありとし、時代の變革を希む空気がこの頃に存在していたことが推察されるのである。五年八月の臨時の大赦や死罪以下の減刑、徒罪以下の赦免、放生（紀の初出）の各種の処置は、これをこの年の早のためと解釈する立場（「中臣氏と卜部」注52『日本古代神話と氏族伝承』横田健一）もあるが、私はもっと広く、早をも含め一連の徴応に対する処置と考えておきたい。

しかし、このような処置にもかかわらず、翌天武六年の夏も早であり、地震さえ加わった。ここで再度とられたのが、筑紫大宰からの赤烏貢上を機会として行われた六年十一月の大赦であつたらうと思ふ。

天武紀の記述には、ここに見たような、時代の動揺を反映した徴応記述、それに対する「大赦」のような政府の対応処置の記述という展開が、一群として書き進められているという側面がみられる。七年十二月の筑紫國の地震にはじまり、繰造忍勝の嘉禾貢上を機会として、八年十二月に大赦を行っている記述も、一群のものとも見られるかもしれない。だが、この場合には徴応記述の底流となつたものを捉え得ないので、指摘だけにとどめておく。

天武朝末期の④の記述も、十三年七月二十三日の彗星（ハレー彗星。齊藤国治『星の古記録』）出現に始まる。同じ年の十月十四日には大地震があつた。

國^{くに}挙^ありて男女叫^{こゑ}び唱^なひて、不知^し東^あ西^しひぬ。則^{すなは}ち山崩^{やまぶ}れ河^か瀆^{ぼく}く。諸^{しよ}國^{こく}の郡^{ぐん}の官舍^{くわんしや}、及び百姓^{ひやくしやう}の倉屋^{くらゐ}、寺塔^{じたつ}神社^{しんじや}、破^{やぶ}壊^れれし類^{るい}、勝^{かち}て數^{かず}ふべからず。

と書紀は述べ、伊豫の温泉の埋没、土佐國の田畑の海没、伊豆嶋附近の新島の出現を伝えている。天武紀には地震の記事が多い（允恭紀1、推古紀1、皇極紀3、天武紀19）。しかし、この地震は治世中最大のものであり、しかも、新しい八色の姓の賜与がはじまつたばかりであつた（十月一日—真人賜姓、十一月一日—朝臣賜姓）。地震については漢書五行志に多くの例をあげるが、もっとも明快なものとして次の例を示しておく。

文公九年癸酉地震。劉向以爲先是時齊桓、晉文、魯釐、二伯賢君新^た没^す。周襄王失^せ道^{みち}、楚穆王殺^{ころ}父^{ちち}、諸侯皆不^な肖^{しやう}、權傾^{けんけい}於^お下^{した}。天戒^{てんけい}若^{ごと}く曰^い、臣下彊盛者將^{まさ}動^く爲^な害^{がい}。

続日本紀によれば、天平六年七月に詔を下しているが、そのなかに「地震之災恐^{おそ}由^よ政事有^あ闕^{けつ}。」、「思^{おも}朕無^な育^{よく}之^の化^{くわ}於^お改^か百^{ひやく}姓^{しやう}有^あ所^{ところ}闕^{けつ}失^し欺^き。」という政道に対する反省の記述がみえる。おそらく天武朝においても、政道の闕失を戒めて天が地震を示すという觀念のあつたことが推定される。

地震について、天武紀の同年十一月には星の変が集中して記述されている。

戊辰^{ぼつしん}（廿一日）昏^{くら}時^{とき}、七星俱^{いっしつ}流^{りゅう}東北^{とうほく}、則^{すなは}隕^{いん}之^の。庚午^{かうん}（廿三日）没^な時^{とき}、星隕^{せいん}東方^{とうほう}、大^{だい}如^{ごと}禽^{いん}。逮^{いた}于^を戊^{ぼつ}、天文悉^{てんぶんしつ}乱^{らん}、以^も星隕^{せいん}如^{ごと}雨^{あめ}。是^こ月^{げつ}、有^あ星^{せい}、孛^は于^を中央^{ちゆうおう}、與^よ昴^{ぼう}星^{せい}雙^{さう}而^を行^ゆ之^の。逮^{いた}于^を月盡^{げつじん}失^し焉^{なり}。

この記述のなかの、星の大きさを彗とすることは、大系本頭注が注意するように漢書天文志に「有流星、頭大如彗、長十餘丈」とあり、「星隕如雨」も漢書天文志、五行志、楚元王伝その他にみえ、「有星孛于〇」の表現も漢書天文志に、「孝武建元三年三月有星孛于干注張」「春秋星孛于北斗」「三年四月有星孛于天紀」とつづいて記述されている。天武紀のこの記述は漢書天文志に基づくとみて誤りはあるまい。

天武紀のこの記述は、星がしきりに落ち、天文が乱れたことを言うのであるが、漢書天文志に「春秋星隕、如雨、爲王者失勢、諸侯起伯之異」とあるのや、「元光中星盡擔、上以問、候、星者、對曰、星擔者民勞也」とあるのが参考となる。続日本紀天平七年五月四日条に「夜天衆星交錯、乱行无常所」とあり、これについての二十三日の詔に「朕以寡德、臨馭万姓、自暗治機、未克寧濟、酒者災異頻興、咎徵仍見、戰々兢兢、責在予矣、思緩死、慙窮以存寬恤」とある。また恵美押勝の死の予兆として、続日本紀天平宝字八年九月十七日条には、「是夜有星落于押勝臥屋之上」と記述する。天武紀の星の記述は、治世に疑問があり、権勢が下に移って兵乱を見、百姓の労苦となることを戒めた星変の記述であり、④の記述のなかには、新しい氏族の制度が進み、諸氏族の再構成が行われる過程で生じたさまざまな不安と動揺が、草壁皇太子、大津皇子執政という天武朝末期の政局中枢の予盾と結びついて醸成されたものがあるように思われる。

天武紀十三年十一月の瑞祥記事、十二月の死罪以外の罪の赦免は、以上の徴応記事がはらんだ混乱に対する処置であった。

約半年間の天武朝末期の連続した徴応記事はこれで終る。しか

し、これから一年半後、天武崩御直前の十五年七月十日の雷鳴と民部省火災の記事は意味ありげに見える。というのは、十四年一月の難波宮焼亡は「失火」と表現されているのに、民部省の場合は「天災」と記述されており、漢書五行志に「左氏經曰、成周宣榭火、人火也。人火曰火、天火曰災」と述べているからである。民部省の火災を徴應と見る考えのあった可能性がある。その場合「嚴公二十年夏齊大災、劉向以爲、齊桓好色聽女口、以妾爲妻、適庶數更、故致大災」という漢書五行志の記述が参照されるのである。この火災を人火と見ず、宮廷序列に関する不手際による警告と見るならば、この火災直後の「天下之事、不問大小、悉啓于皇后及皇太子」という十五日の勅との関連が考えられるであろう。

次に天武朝九年八月から、一時的中断をおいて、十二年一月に及ぶ時期(②③)の徴応記事について見てゆきたい。

まず②については大水、大風、地震という災害がつづく。

大水については漢書五行志に「不敬鬼神、政令逆、時則水失其性、霧水暴出、百川逆溢、壞郷邑、溺人民、及淫雨傷稼穡」とある。漢書には多くの例を挙げているが、大水は陰気が盛んになって陰陽の調和が破れた時に生ずるもので、王の不徳が臣の怨みや賤視を買った場合、婦人の驕淫、刑罰の不条理などの具体例をあげている。大風についても漢書五行志に「思心之不磨、是謂不聖、厥咎恒風」とあり、さらにこれを説明して「思心者心思慮也。磨寛也」とし、王が臣下に寛大なる包容力を持たねば聖位にあることは難しく、大風はその徴應として吹くことを説いている。地震については既に述べた。これらはすべて、支配者に対して時期にかなった政治を希む声をはらむと考えるとよいであろう。

次に記述された九年十一月一日の日蝕は、皆既食ではないが、飛鳥京では○・九の深食であったと言われている(齊藤國治『星の古記録』)。日食については漢書五行志は多くの実例を語っている。その例の多くは王位にかかわる。しかも漢書天文志が「桓公三年七月壬辰朔日有食之既。董仲舒劉向以爲前事已大。後事將至。者又大則既。」と述べるのによれば、王位の存亡にかかわる徴応と見られたのではあるまいか。漢書谷永伝に「日食地震皇后貴妾專寵所致」とあるのは、日食についての一解釈ではあるが、十一月一日の日食、同月十六日の月蝕(午後十一時半頃の食分○・八五の月食という。―齊藤國治『六國史』の中の天文記事の検証)古代文化昭和五十六年十一月)につれて、十二日には皇后が、二十六日には天皇が不祥となっておられるのは、或いは日食月食の徴応のなかで高まっている社会の不安定に、心を勞されたからではあるまいか。また、この日月食にはさまれて冬の雷の記事がみえる。これについては漢書五行志に次の記述がある。

秦始皇帝即位尚幼。委政太后。太后淫於呂不韋及嫪毐。封毐爲長信侯。以太原郡爲毐國。宮室苑囿自恣。政事漸焉。故天冬雷。以見陽不閉。

以上に述べた一つづきの徴応記述が、いかなる政情や社会の不安定の徴応として受けとられていたかについては、書紀は何も語らない。だが②の徴応記述の頻出する九年八月十一月の後に、天社地社の修理(十年一月)があつて、草壁皇子の立太子記事(二月)があり、③の徴応記述の終りに大津皇子の執政の記事があるところから推定すれば、②③の徴応記述は二皇子の処遇にからまる諸臣の動向や、天皇の迷いとかかわる所があつたのではないかと考えられる。

これは、天武朝が、天武朝以後についてかかえていた難問でもあつた。

草壁皇子の立太子は天皇の大きな決断であつたに相違ない。しかし、この天皇の決断によってすべてが静まったのではないらしい。十年の夏は早であり、地震も二回記録されている。これらはいずれも施政者の対応を必要とするものであり、七月の臨時の大祓は約一カ年の動搖の解決を意図したものであり、つづいての伊勢国、周防国の瑞祥貢獻は時代の安定を希つて受領されたはずである。それにもかかわらず、十年九月には彗星の出現と共に新たな動搖が始まっている。

九月十七日条の「彗惑、月に入れり」は、火星が月中に入つて消失した意である(ただし齊藤國治によれば、十八日午前二時火星が月の北辺を通過したものの「日本上代の日始の時刻について」古代文化昭和五十六年二月)。漢書王莽伝に同じ表現があり、王莽が漢の宣帝の玄孫・嬰の摂政となり、やがてみずから皇帝となる徴応として記述されている。漢書楚元王伝には「彗惑襲月」とあり、秦の末年の内乱の徴応として記述されている。史記天官書にも「月蝕二歳星。其宿地饑若亡。彗惑也乱。」とあるように、内乱の徴応と考えられたものと思われる。つづいて王位にかかわる日蝕(齊藤國治『星の古記録』では○・二の浅い食分)があり、政道の反省を促す地震が頻発している。十一年七月二十七日条の(ユリウス暦九月四日)の霜も時節に反する現象であり、大風はおそらく北上した台風と想像されるので、この年はきわめて異常な気象のもとに置かれていたことがわかる。

十一年八月の三日より十七日にかけて起つた七個の事象は連続し

て集中的に記述されている。三日の「大星自東度西。」の大星は書紀集解に言うように大流星であろう。五日の「造法令殿内有大虹。」はあり得べき現象ではない。そこで「虹」は「虹」の意を

腫化した暗喩表現であろうとする説も出ている(吉田孝義「大津皇子論」文学昭和四七年九月)。十一日の灌頂幡のような形の火色のものとは彗星の一種であろうか。その正体は不明であるが、いずれにせよ以上三つは異常な天変であって、政情を正すべき徴応として記述されていることはほぼ間違いないあるまい。つづいて記述は、本論が問題としている「白氣」と二つの地震を伝えて「有虹、當于天中央、以向日。」と述べている。この記述の内容は、次に示す「白虹貫日」や「白虹貫日」と近い意味を持つものである。「昔荆軻慕燕丹之義、白虹貫日。」(漢書賈鄒枚路伝)、「白虹貫日、連陰不雨。此天有憂結未解、民有怨望未塞者也。」(漢書鮑宣父)の前者の如淨注に「白虹兵象、日爲君」とあり、また魏策に「夫專諸之刺王僚也、彗星襲月、聶政之刺韓傀也、白虹貫日。」とあるのによれば、白虹貫日は民に怨嗟の声のあることや、この民の声によって王を刺すことの徴応であり、白虹が中央にあって日に向うとは、かかる事態がまさに現れようとする徴応と考えられる。これらの徴応の示した動きは、大津皇子を支持しようとする勢力であった可能性が高い。十一年八月十三日に筑紫大宰より報告のあった三足雀出現の瑞祥を、十二年の年頭に諸臣に示し、政道を自賛し、死罪以下の赦免、課役の免除という些か大袈裟な演出を行っているのは、事態に対する認識の重大さを語るものである。だが、翌二月一日に大津皇子に朝政を聴かしたことは、結果として一層天武朝政局中枢の矛盾を深めたこととなり、④に述べた天武朝

末期の徴応記述の出現を促すこととなったのである。

四

天武朝は、天皇に権力を集中しながら、律令の体制や社会の再編成を着実に進めてきた時代であった。それにもかかわらず、前節に検討したように、政情に対する不満と結びつく徴応の記述は少なくなく、これらは、天武朝以後の問題の難しさという、天武朝の別の一面を見せる形となっている。

さて、此処で検討の中心を再び「白氣」の問題に戻してみたい。天武朝の徴応記述はすでに述べた所で明らかなように、漢書天文志、同五行志と深い関連を見せている。「白氣」もまたこの徴応記述の一つであることは、天武十一年八月の集中記述の一つとして記述されていることであきらかであろう。しかも、それは当時の政治のあり方に対する批判的、警告的徴応として記述されていることが確認できる。我々はこれを一つの手掛りとして「白氣」の問題に接近してみたいと思う。

漢書には次に示す白氣の記述がある。

○哀帝建平元年正月丁未、日出時、有著天白氣。廣如一匹布、長十丈、西南行。如雷。西南行一刻而止。名曰天狗。一伝曰言之不從、則有大禍詩妖。(天文志)

○建平元年十二月白氣出西南從地上至天。出參下一貫三天。廣如二匹布、長十丈。去。占曰天子有陰病。(天文志)

○正月白氣較然起于東方……白氣起東方賤人將興之表也。(谷永伝)

第一例は雷のような音のある点が他と異なるが(天狗の名は舒明紀九年にみえる)、怪奇な状態(大禍)や妖言(詩妖)が起るとするのであり、第二例は天厠屋にかかわっているが、天子の体内のかくれた病という凶事の徴応である。第三例は叛乱の徴応であることが明白である。白氣をこのように政情の不安や兵乱の起る徴応として記述する例は他にも見られる。

○(建武)三十年閏月……生_二白氣_一。東南指交長五尺爲_レ彗。東北行至_二紫宮_一。西藩_二止_一。五月甲子不見。凡見_二三十一日_一。……白氣爲_レ喪。有_レ炎作_レ彗。彗所以除穢。紫宮天子之宮。彗加_二其藩_一。除_二宮之象_一。(後漢書天文志)

○永元十二年十一月癸酉夜有_二蒼白氣_一。長三丈、起_二天園_一。東北指_二軍市_一。見_二積_一二十日。白_二兵起_一。……明年十一月遼東鮮卑二千余騎寇_二右北平_一。(後漢書天文志)

○永元十二年冬十一月癸酉夜白氣長三丈起_二國東北_一、指_二軍市_一。是月西域_二蒙古疏勒_一二國歸義。(東觀漢記)

一右、太平御覽に引用の文は「軍市」の下に「十日」の二字あり

○(永元)十六年四月丁未紫宮中生_二白氣_一。如_二粉絮_一。(後漢書天文志)

○(熹平二年八月)辛未白氣如_二一匹練_一。衝_二北斗_一。四星……白氣衝_二北斗_一爲_二大戟_一。明年冬楊州刺史臧旻丹陽太守陳寅攻_二盜賊直康_一。斬_二首數千級_一。(後漢書天文志)

一湖鑑類函、太平御覽に引用の文では「第四星」の下に「爲大獸狀」の語句あり。

○(嘉平六年)是歲白氣經_二天_一。大將軍司馬景王問_二肅其故_一。肅答

曰、此蚩尤之旗也。(魏書、王肅伝)

○謝承後漢書曰、郎顛上書曰、去年閏月白氣從_二天苑_一入_二玉井_一。西將_レ有_二叛辰_一之患。(太平御覽より引用)

第二例の後漢書の例は「蒼白氣」とあるが、これと同期日で、酷似する徴応記述を持つ第三例は、もと同資料から出たものと推定され、その第三例には「白氣」とある。「白氣」は「蒼白氣」とも表現されたのであるが、しばらくこれも白氣に含めて考えてゆく。

第四例では白氣が何の徴応であるか、このままでは明白でない。だが直後に和帝の崩御とこれにつづく殤帝の崩御の記事があるので、第一例と共に、支配者の凶事の徴応と考えられていたことがわかる。第二、三、五、七の例はいずれも兵乱に関係する。第六例も漢書天文志(史記にも同文あり)に、「蚩尤之旗類_レ彗而後曲象_レ旗。見_二則王者征_二伐四方_一。」とあるので兵乱にかかわった徴応であることがわかる。

天武紀の「白氣」は、以上にあげた「白氣」と同様な性格を持つ徴応と考えてよいであろう。

ただ中国の文献にみえる「白氣」の具体的な様態は決して同じではない。一匹の布のようだと述べ、天に著くと記述する漢書の例は雲氣の柱のようであり、「炎の長さ五尺彗となる」というのは星に近い。「長さ三丈〇〇を指す」という記述は虹に似ており、「粉絮」(白いわた)ともいい、「大獸狀」とも言っている。それ故我々はこれから天武紀の「白氣」の姿をきめることはできない。ある長さにと太さを持った白い気であるというほかはない。

さて、中国の文献にみえる「白氣」は、以上に挙げた内容を持つものばかりではない。

その一つに、天子が天と山川を祭を封禪の儀において、瑞命の符として出現する「白氣」がある。

○世祖封禪。夕有「白氣」。(漢官儀)

○元封封禪。晝有「白氣」、夜有「光」。(漢官儀)

漢書郊祀志では、このような性質の記述のなかの「白氣」が「黄雲」「黄氣」「白雲」となっている。「白」が「黄」となっているのは、漢が五行の土徳にあたり(郊祀志)、黄色を尊んだためかもしれないが、この「白氣」が「白雲」と入れかわり易いものであり、瑞命の符であることは変りがない。同様なめでたい性質をもつ「白氣」に宋書符瑞志の殷の湯王出誕の条の「白氣」がある。

○十三世生「主癸」。主癸之妃曰「扶都」。見「白氣貫月」。意感以「乙日」生「湯號」天乙。

この白氣は、或いは殷が金徳をもつ(漢書郊祀志)ことに關係があるかもしれない。

以上の他に見出した「白氣」は、雲や霧或いは立ち昇る温泉の湧けむりのような、いわば景をさした表現と考えられる。特別な徴応と考えられない用例である。

○省属「時霖滯」。令逢「臘雪多」。南清「飄」枉落。北「訝」雨「交河」。盡滅「平無色」。弥「重」古木柯。空中離「白氣」。島外下「滄波」……

(賈島、積雪)

○祥遊沙麓、慶洽瑤衣。黄雲書聚、白氣宵飛。……(盧照鄰、歌中宮第五)

○漢水有温泉、方圓数十步、冬夏常沸涌、望見「白氣衝」天、能差「百病」。(漢水記。芸文類聚水部より)

○新陽泉惠沢中有「温泉」。冬月未「至」数里、「遙望」白氣浮蒸如「

烟」。(荊州記、芸文類聚水部より)

中国の白氣の用例はほぼ以上に述べた三種に類別することができ。天武紀の「白氣」が政情の不安や兵乱の起る徴応としての「白氣」に基づくものであることは既に述べたが、これとは全く性質の反した、瑞命の符としての白氣もあつたのである。それらの用法がどのようにして成立したか、についてはまだ答えることができない。

さて、それでは万葉集の「白氣」は、これらの中国の例とどうかかわるのであろうか。最後にこの問題について考えてみたい。

五

此小川「白氣」結「瀧至」八信井上「事上不爲友」

この歌の解釈の要点は末句の「言挙げせねども」と「白氣」との関連をどう理解するかにかかっている。これについては、「吹棄氣噴之狹霧」の表現をもつ記紀神話のウケヒをふまえて作られた歌と考え、略解、私考、全釈、評釈(佐々木)などがこれに従っている。しかし、神話をどのように踏まえ、どういう心情を歌っているかについて具体的な説明もなく、神話におけるウケヒと歌における言挙げとを混同して説得力がない。この歌の前後の作を読んでみても、この歌だけが神話を踏まえた調子はすれの歌である筈はなく、古義が「さることをまで思てよめるには非じ」と述べている通りであろう。同様な理由で、私はこの歌の「白氣」が、天武紀での兵乱の徴応としての「白氣」や、また瑞命の符としての「白氣」ではありえないと思う。「白氣」がその文字を中国に借り、その意味もまた中国の「白氣」の影響下にあつたとすれば、残

るところは一つ、雲や霧或いは湯けむりのような景をさしていたと考えるほかはない。先にあげた魏書の王肅伝に「白氣」を蚩尤の旗と呼ぶ記述があったが、蚩尤が大霧をおこして黄帝の軍を悩ました話は著名であり、白氣ハクキ蚩尤の旗チウユウノハタ霧キリという联想も働き得たし、白が秋を意味するので（白風二〇一六、白芽子二〇一四）、「白氣」を秋の氣としてキリと義訓しうる道もあつた。万葉集の「白氣」は仙覺以来の訓であるキリに確定して誤りはあるまい。

さて、神話依拠説を否定した古義は、「霧は人の嘆息、言挙コトアゲなどの氣より出て、立たなびくよし、古へ多くよみたれば、今もその意なり。」と説いたが、新考が「言擧コトアゲによりて霧の立つ由によめる歌は未見及ばず。」と述べたように、言挙コトアゲと霧とはそのように直接には結びつかない。此処で言挙コトアゲするとは、自分の恋情を言葉に出して訴え公認を求める行為をすることを意味しているように思う。

万葉集の時代には、公的な祭儀の場での言挙コトアゲは、王権の確立拡張によって天皇の詔命に独占され、その多くの機能を失い、やがて言挙コトアゲそのものが否定的に解釈されてくる。水穂国は（倭の國は）神ながら（神からと）言挙コトアゲせぬ国（三二五三、三二五〇）。言挙コトアゲは個人的発言視、上位者への発言という傾向を強めてゆく（拙著『ヤマトタケル』二一三頁以下）。本来言挙コトアゲの表現が用いられなかった男女間のことについて、言挙コトアゲの表現が用いられるようになったのも、かかる傾向の中においてであつたろう。しかし、だからと言って、言挙コトアゲが全く私的な発言となつたわけではなからう。言挙コトアゲという以上その言立ては公的場面を予想している格調のある表現を意味したと考えられる。

大方は 何かも恋ひむ 言挙コトアゲせず 妹に寄り寝む 年は近きを

右の歌の「言挙コトアゲせず妹に寄り寝む」は、裏面に「言挙コトアゲ」して「妹に寄り寝む」たことを予想させる。自分の想いを公にし、公（親族などであろうか）の承認を得て共寝をするのである。この歌では、そのような手続きは済んで晴れての共寝の年は近いのに、恋情のしきりなのを嘆いているのである。今、問題としている「言挙コトアゲせねども」の言挙コトアゲも同様に考えてみたのである。自分の恋情を公の場にあからさまにしたこともないけれど」の意である。それなのに「白氣」が立つ、という霧は鬱積する恋情の示現揺曳したものであろう。そのような霧の例はある。

あかねさす 日並ヒナべなくに 我が恋は 吉野の川の 霧に立ちつつ
(6・九一六)

君が行く海辺の宿に 霧立たば 我が立ち嘆く 息イと知りませ
(15・三五八〇)

我が故に 妹嘆くらし 風速の 浦の沖辺に 霧たなびけり
(15・三六一五)

「言挙コトアゲせねども」と「白氣ハクキ」とはこのように解してはじめて無理なく結びつくことができる。そしてこのことは「白氣」を景の霧として理解すべきことを側面より支持したことになるであらう。なお本歌では、霧について「結（ムスブ）」という集中で異例な述語を用いているが、それは「白氣」の語で示された霧が常の霧でなく、むすばれたもの、凝集したものであることをあらわす為か、或いは恋情のむすばれ、晴れないことをあらわす意図に出たものかもしれない。